

送水管路耐震化設計施工一括発注方式
整備事業

実施方針

令和6年2月

東総広域水道企業団

目次

第1 本事業の概要	1
1 事業の目的	1
2 対象施設	2
3 事業内容に関する事項	6
第2 応募者の募集及び事業者の選定に関する事項	7
1 応募者の募集及び事業者の選定方法	7
2 応募者の募集及び事業者の選定スケジュール	8
3 応募手続等	9
第3 応募者の備えるべき応募資格条件	10
1 応募者の構成	10
2 応募資格	11
3 応募資格の喪失	13
第4 審査及び選定に関する事項	13
1 応募資格の審査	13
2 基礎審査	13
3 審査委員会	14
4 最優秀提案書等の選定	14
5 優先交渉権者の選定	14
6 審査結果の通知及び公表	14
第5 提出書類の取扱い	14
1 著作権	14
2 特許権等	14
第6 事業者の責任明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1 基本的な考え方	15
2 要求水準と契約不適合	15
3 技術提案等が達成されなかったときの対応	15
4 予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	15
第7 契約に関する事項	18
1 見積上限価格	18
2 契約締結及び事業実施の流れ	18
3 契約の枠組み	18
4 支払い方法	18
5 精算について	18
第8 対価の支払い	19
1 費用の構成	19
2 費用の調達	19
3 物価変動による工事費の変更	19
4 部分払いについて	20

第9	モニタリング	21
1	モニタリングの目的	21
2	事業者によるセルフモニタリング	21
3	モニタリング費用の負担	21
第10	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	21
第11	その他	21
1	応募に伴う費用負担	21
2	情報提供	21
3	本事業の応募手続き等に関する問合せ	21

様式1 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

様式2 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見書

用語の定義

- ・ 設計 : 工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
- ・ 施工 : 工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
- ・ 工事目的物 : 工事の目的物たる構造物をいう。
- ・ 設計成果物 : 事業者が設計した工事目的物等の施工及び仮設その他の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
- ・ 本事業 : 送水管路耐震化設計施工一括発注方式整備事業をいう。
- ・ 企業団 : 東総広域水道企業団をいう。
- ・ 企業長 : 企業団の企業長をいう。
- ・ 事業者 : 本事業の受注者又は受注希望者をいう。
- ・ 応募者 : 管材企業、設計企業及び地元建設企業に該当し、本事業に応募する事業者及びグループをいう。
- ・ 代表企業 : 応募の主体となる企業をいう。
- ・ 提案書類 : 見積書及び技術提案書等をいう。
- ・ 技術提案書 : 企業の実績一覧及び実務実施方針等をいう。
- ・ 技術提案 : 工事目的物の品質及び施工技术等に係る設計段階からの提案をいう。
- ・ 技術提案等 : 応募者が提出した技術提案及びに設計を含む施工計画、応募者の設計・施工能力及び社会性・信頼性をいう。
- ・ 技術資料 : 技術提案等に関する資料をいう。
- ・ 供給区域 : 銚子市、旭市及び東庄町をいう。
- ・ 設計企業 : 設計を行う企業をいう。
- ・ 管材企業 : 管材を調達・供給のほか、設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する企業をいう。
- ・ 地元建設企業 : 本店を企業団の供給区域内に有している工事を行う企業をいう。
- ・ 管工事企業 : 本店を千葉県内に有しており、建設業法第3条に規定する「土木一式工事業」又は「水道施設工事業」に係る「一般建設業又は特定建設業」の許可を受けている企業をいう。
- ・ DB方式 : 設計及び施工を一括して事業者委ねる設計施工一括発注方式をいう。

第1 本事業の概要

1 事業の目的

本事業は、2020年3月に策定した「東総広域水道企業団 水道事業ビジョン」に掲げる『送水管の更新と耐震化の推進』を実現するための施策である。東総広域水道企業団が保有する送水管（総延長約32km）のうち、約13kmは耐震管への更新工事が完了又は着工しているものの、それ以外の送水管については、耐震型継手を有していないダクタイル鋳鉄管の継手材の腐食や、鋼管の腐食による漏水が多発しており、早急に対応が必要な状態である。本事業の事業内容としては、現在老朽化している送水管を更新することで、企業団が保有する送水管の耐震化を推進するものである。

本事業は企業団にとって大規模な事業であることから、通常業務に加え本事業を行うためには技術職員の増員が必要である。一方で、管路更新の知識・経験を有している職員が不足しており、配置が難しい状況である。

従って、本事業を推進するうえでは、DB方式を活用することで職員の負担軽減と技術力向上、事業者の技術力を活かした品質管理、事業の効率化が期待でき、併せて地元企業の活用により、地元企業の雇用創出及び技術力向上に寄与することを目的とする。



図 1-1 企業団の施設位置図

2 対象施設

本事業の対象施設は、図 1-2 及び表 1-1 に示すとおりである。

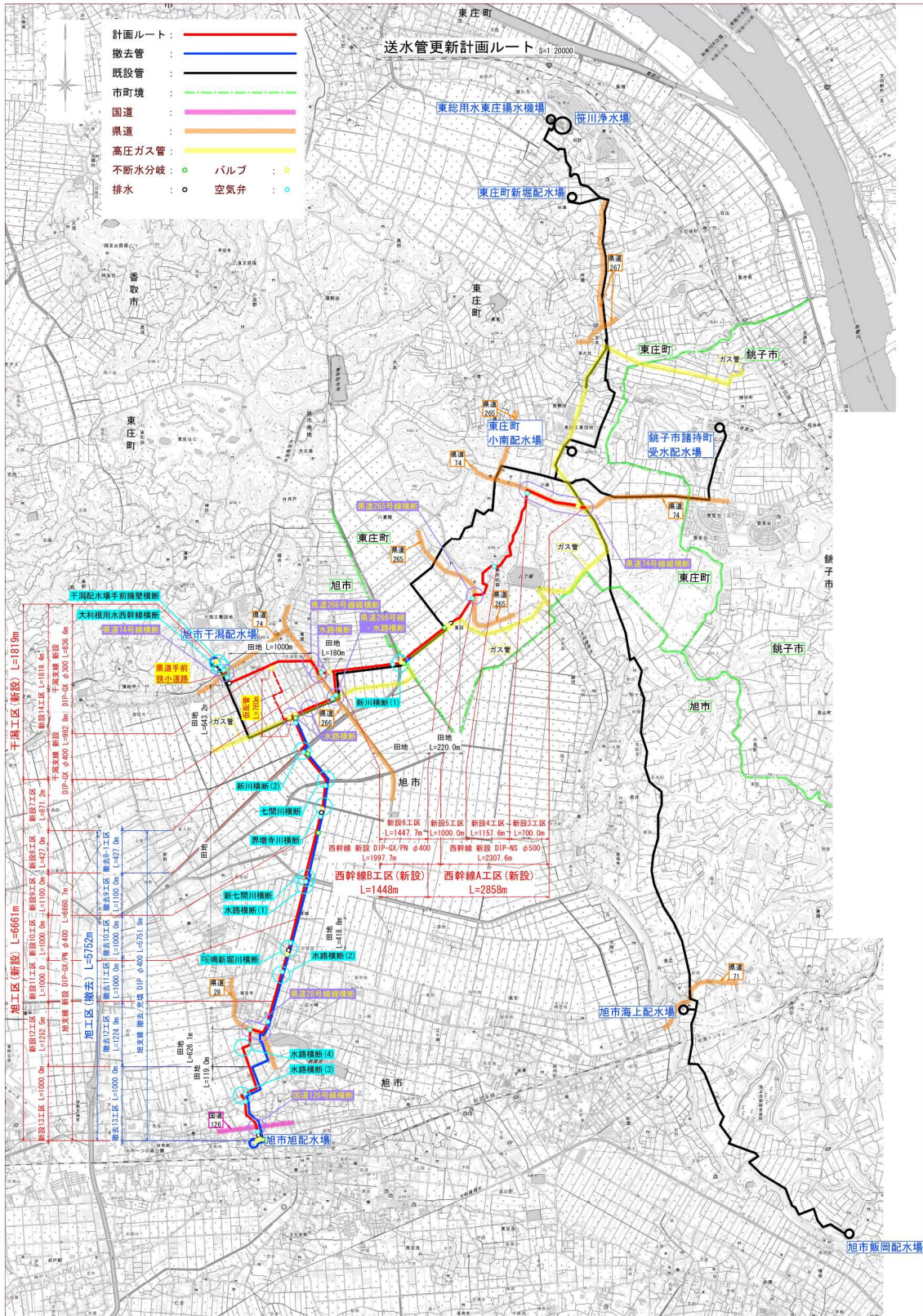


図 1-2 対象施設

表 1-1 主な対象施設

工区	路線名	仕様・規模等	備考
3工区	西幹線	<新設> 開削工-県道 DIP-NS φ500 700m	
4工区	西幹線	<新設> 開削工-町道 DIP-NS φ500 130m 林道 DIP-NS φ500 1028m	
5工区	西幹線	<新設> 開削工-県道 DIP-GX φ400 8m 町道 DIP-GX φ400 542m 林道 DIP-NS φ500 450m	
6工区	西幹線	<新設> 開削工-市道 DIP-GX φ400 778m 町道 DIP-GX φ400 620m 推進工-市道 DIP-PN φ400 50m さや管 φ500 50m 不断水分岐 φ600×φ400 2箇所	
7工区	旭支線	<新設> 開削工-市道 DIP-GX φ400 52m PIP工-市道 DIP-PN φ400 806m さや管 φ600 PIP工-県道 DIP-PN φ400 14m さや管 φ600 仮配管工 φ300 760m	
8工区	旭支線	<新設> 開削工-認定外道路 DIP-GX φ400 427m 不断水分岐 φ400×φ300 1箇所 <撤去> 開削工-認定外道路 DIP φ400 427m	
9工区	旭支線	<新設> 開削工-市道 DIP-GX φ400 130m 認定外道路 DIP-GX φ400 820m 推進工-市道 DIP-PN φ400 50m さや管 φ500 50m 認定外道路 DIP-PN φ400 50m さや管 φ500 50m	

		DIP-PN φ 400 50m さや管 φ 500 50m 不断水分岐 φ 400×φ 300 1箇所 <撤去> 開削工-市道 DIP φ 400 280m 認定外道路 DIP φ 400 718m 充填工-認定外道路 φ 400 60m 水管橋-市道 パイプビーム φ 400 12m 認定外道路 パイプビーム φ 400 30m	
10 工区	旭支線	<新設> 開削工-市道 DIP-GX φ 400 920m 推進工-市道 DIP-PN φ 400 80m さや管 φ 500 80m 不断水分岐 φ 400×φ 300 1箇所 <撤去> 開削工-市道 DIP φ 400 960m 充填工-市道 φ 400 20m 水管橋-市道 パイプビーム φ 400 20m	
11 工区	旭支線	<新設> 開削工-市道 DIP-GX φ 400 940m 推進工-市道 DIP-PN φ 400 60m さや管 φ 500 60m <撤去> 開削工-市道 DIP φ 400 975m 充填工-市道 φ 400 20m 水管橋-市道 パイプビーム φ 400 5m	
12 工区	旭支線	<新設> 開削工-県道 DIP-GX φ 400 170m 市道 DIP-GX φ 400 1063m 推進工-市道 DIP-PN φ 400 30m さや管 φ 500 30m <撤去> 開削工-県道 DIP φ 400 8m 市道 DIP φ 400 1,197m 充填工-市道 φ 400 20m	
13 工区	旭支線	<新設> 開削工-国道 DIP-GX φ 400 10m 開削工-市道 DIP-GX φ 400 960m	

		推進工-市道 DIP-PN φ 400 30m さや管 φ 700 30m 不断水分岐 φ 400×φ 300 1箇所 <撤去> 開削工-国道 DIP φ 400 10m 市道 DIP φ 400 970m 充填工-市道 φ 400 20m	
14工区	干潟支線	<新設> 開削工-県道 DIP-GX φ 400 190m DIP-GX φ 300 8m 開削工-市道 DIP-GX φ 400 792m φ 300 779m 推進工-市道 DIP-PN φ 300 20m さや管 φ 400 20m DIP-PN φ 300 30m さや管 φ 400 30m 不断水分岐 φ 400×φ 300 1箇所	
干潟配水場	場内配管	<新設> 開削工-場内 DIP-GX φ 300 30m 流量計室 1箇所 不断水分岐 φ 400×φ 300 1箇所	電動弁および流量計は別途工事
旭配水場	場内配管	<新設> 開削工-場内 DIP-GX φ 400 30m 流量計室 1箇所 不断水分岐 φ 400×φ 400 1箇所	電動弁および流量計の電気工事は別途工事
			布設延長 12,786m 撤去延長 5,752m
			総施工延長 18,538m

※数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

※既設管撤去について、交付金の活用及び施工可能性を踏まえたうえで、全体コスト低減に繋がる場合は、撤去の可否変更の提案も可能とする。なお、基本設計における考え方は以下に示すとおりである。（詳細は募集要項等公表時の貸与資料に示す。）

- ・既設管とは別ルートに新設管を布設する路線（3～6、14工区及び配水場の場内配管）について、既設管撤去は事業対象外（別途発注にて撤去）とする。
- ・既設管と同ルートに新設管を布設する路線（8～13工区）については、本事業にて既設管を撤去する。

3 事業内容に関する事項

(1) 事業名

送水管路耐震化設計施工一括発注方式整備事業

(2) 発注者

東総広域水道企業団 企業長 越川 信一

(3) 事業場所

香取郡東庄町及び旭市（図 1-2 参照）

(4) 事業形態

ア 発注方式

本事業の発注方式は、DB方式とする。

イ 事業期間

令和14年3月31日まで

ウ 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は次のとおりとする。事業者は、設計及び施工を一体の事業として実施する。

(ア) 設計

(イ) 施工

エ 事業スケジュール（想定）

事業のスケジュールは以下のとおり予定している。

(ア) 基本協定締結 令和6年12月

(イ) 設計委託契約締結 令和6年12月

(ウ) 工事請負契約締結 令和8年3月

(エ) 設計及び工事期間 契約締結日から令和14年3月31日まで
（事業者提案により短縮可能）

表 1-2 事業スケジュール

種別	年度												
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13					
設計													
工事	灌漑期工区												
	止水期工区												

- ※ 地域農業への影響を考慮し、灌漑期工区と止水期工区に分割して、工区を設定する必要がある。
(干潟土地改良区の灌漑期は3～8月、止水期は9～2月である。干潟配水場手前の水路横断部(海匠農業事務所が管轄)の灌漑期は4～9月、止水期は10～3月である。)
- ※ 設計が終わった工区から工事を開始可能な場合は、工事請負契約締結の時期を前倒しすることも可能である。
- ※ 工区の順番については自由に設定可能である(ただし、旭支線及び干潟支線の工区を優先とする)。

(5) 募集要項等への反映

実施方針公表後における事業者からの質問・意見を踏まえ実施方針に変更が生じる場合は、募集要項等に反映させる。

第2 応募者の募集及び事業者の選定に関する事項

1 応募者の募集及び事業者の選定方法

(1) 事業者を求める役割

本事業は、老朽化が進んでいる送水管を更新し耐震化を推進するものである。送水管の布設に当たっては、次の特殊性がある。

ア 近年漏水が多発している旭支線の更新を最優先にすること。

イ 旭支線と干潟支線の多くは農道に位置しており、灌漑期(干潟土地改良区は毎年3月～8月、海匠農業事務所は毎年4～9月の6か月間)の現場状況に留意した工程とすること。

ウ 長距離工事となるため工事期間が長期になる。そのため、布設方法の提案など事業者の幅広い技術やノウハウを活用した効率的かつ効果的な工事を実施し工期を短縮すること。

(2) 事業者選定方法

本事業は、対象路線の設計・施工に係る技術提案を公募し、事業者の新技術の活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められた者を特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2 応募者の募集及び事業者の選定スケジュール

応募者の募集及び事業者の選定スケジュールは、次のとおり予定している。

表 2-1 応募者の募集及び事業者の選定スケジュール

実施内容	年月
実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和6年2月22日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付（締切）	令和6年3月7日
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答の公表	令和6年4月
募集要項等（募集要項、要求水準書、事業者選定基準、提案書類作成要領及び様式集、契約書（案））の公表	令和6年5月
資料貸与	令和6年5月
現場見学会	令和6年5月
募集要項等に関する質問の受付（締切）	令和6年6月
募集要項等に関する質問への回答の公表	令和6年7月
応募資格審査書類の提出（締切）	令和6年7月
応募資格審査通知の送付	令和6年8月
提案書類の提出（参考見積書及び技術提案書の提出）	令和6年9月
技術提案書等に関するプレゼンテーションの詳細通知	令和6年9月
技術提案書等に関するプレゼンテーション	令和6年10月
事業者選定結果公表	令和6年11月
基本協定締結	令和6年12月
設計委託契約締結	令和6年12月
工事請負契約締結	令和8年3月

3 応募手続等

(1) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

ア 提出期限 令和6年3月7日 午後5時まで

イ 提出方法 電子メールにより実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見書（様式1及び様式2）を提出すること。

なお、応募者は電子メールの送信後、企業団に対し、提出期間中の平日午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に、応募者が送信確認の電話連絡を行うものとする。

ウ 提出先 東総広域水道企業団総務課庶務係

〒289-0602 千葉県香取郡東庄町笹川ろ1番地

電話 0478-86-3821（総務課直通）

F A X 0478-86-3823

電子メール soumu@tousou-water.jp

(2) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答の公表

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答は、令和6年4月に企業団のWebサイトで公表する（予定）。ただし、質問及び意見書の提出者名は公表しない。

また、意見については、公表しないととも回答は行わない。

第3 応募者の備えるべき応募資格条件

1 応募者の構成

応募者は、複数の企業等により構成されるグループで応募する。

応募者には、管材企業、設計企業、地元建設企業を含むものとする。

設計企業、地元建設企業はそれぞれ一企業とすることも、複数企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が設計企業、地元建設企業を兼ねることはできない。

すべての構成員が企業団の入札参加資格者名簿に登録されていること。

なお、応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

また、構成員から協力企業への再委託又は下請を可とする。協力企業については、地元企業の育成及び地域経済への貢献の観点から、可能な限り地元企業を活用するように配慮する。管工事企業は少なくとも一企業配置すること。

想定する実施体制を以下に示す。

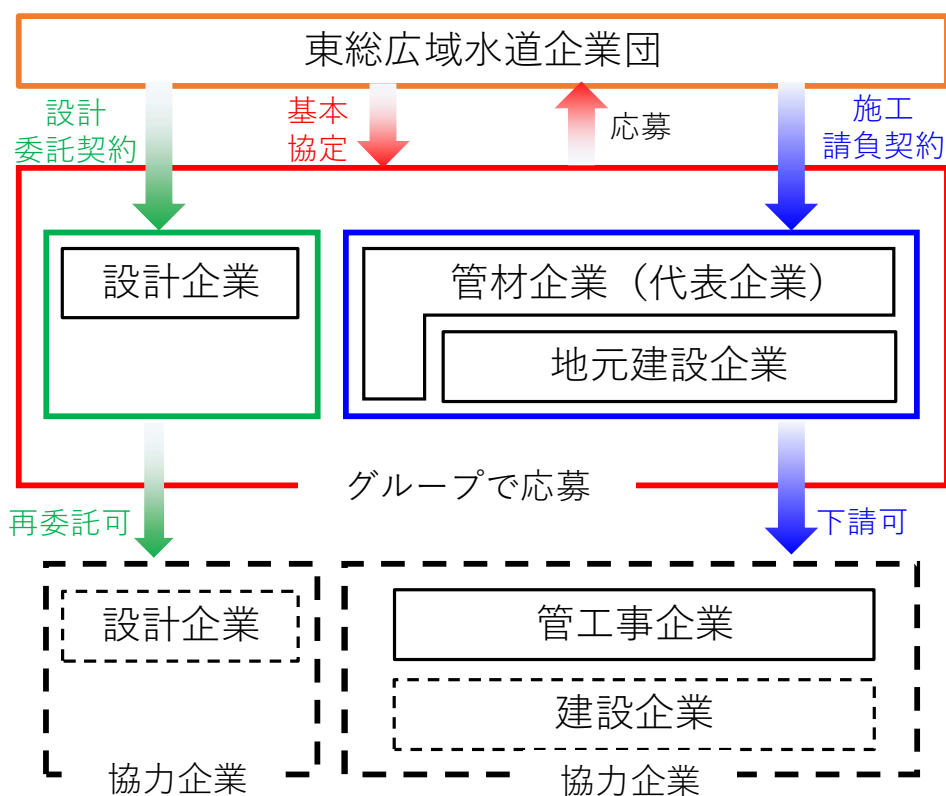


図 3-1 想定事業スキーム

2 応募資格

(1) 応募者に共通する資格条件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- ウ 応募資格審査書類提出日から設計及び工事請負契約締結の時までの間に、企業長の指名停止の措置を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- オ 役員（役員として登記され、又は届け出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- カ 本事業のアドバイザー業務に関わっている者又はその者と資本面（※1）又は人事面（※2）において関連がある者でないこと。

なお、本事業のアドバイザー業務の受注者は、次のとおりである。

- ・株式会社 日水コン
- ・虎ノ門南法律事務所

（※1）当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

（※2）代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者。地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。

(2) 設計企業の資格条件

- ア 建設コンサルタント登録規程（国土交通省告示）に基づく「上水道及び工業用水道」部門の登録を受けていること。
- イ 募集要項公表日現在において、東総広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（測量・コンサルタント業者）に希望業種「土木関係建設コンサルタント業務」で掲載されており、千葉県内に本店又は営業所（入札及び契約の締結等に関する権限を委任された代理人が所属する営業所であること）を有していること。
- ウ 平成25年度以降に元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、上水道の口径500ミリメートル以上の導水管路若しくは送水管路又は配水管路における詳細設計業務完了実績を有していること。
- エ 次の要件を満たす技術者をそれぞれ配置できること。ただし、同一の技術者が①②を兼務することはできない。

① 管理技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者（応募資格審査書類提出日において、連続して3か月以上の雇用関係にある者であること。）

② 照査技術者

技術士（総合技術監理部門【上水道及び工業用水道】又は上下水道部門【上水道及び工業用水道】）の資格を有する者で、当該設計企業と直接的な雇用関係にある者（応募資格審査書類提出日において、連続して3か月以上の雇用関係にある者であること。）

(3) 管材企業（代表企業）の資格条件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第3条に規定する「水道施設工事業」に係る「特定建設業」の許可を受けていること。

イ 募集要項公表日現在において、東総広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（建設工事業者）に希望業種「水道施設工事業」における格付が「A」等級で登載されていること。

ウ 国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業であること。なお、グループ企業に国内で水道用ダクタイル鋳鉄管（直管類）を製造している企業がある場合も可能とする。

エ 平成25年度以降に元請として水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は地方公共団体が発注した、水道用ダクタイル鋳鉄管の布設工事の実績を有していること。

オ 「水道施設工事」に係る監理技術者の資格を有する者で、当該管材企業と直接的な雇用関係にある者を専任で配置できること。ただし、工事請負契約開始時に契約日の3か月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

カ 設計建設の事業期間を通じて設計から施工に至る業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置すること。また、統括責任者は、企業団との統括的な連絡窓口となるが、設計施工期間における事業進捗に応じて、企業団の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。なお、統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。

(4) 地元建設企業の資格条件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下同じ。）第3条に規定する「土木一式工事業」に係る「特定建設業」の許可を受けていること。

イ 募集要項公表日現在において、東総広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（建設工事業者）に希望業種「土木一式工事」における格付が「A」又は「B」等級で登載されており、本店を企業団の供給区域内に有していること。

(5) 協力企業のうち管工事企業の資格条件

ア 建設業法第3条に規定する「土木一式工事業」又は「水道施設工事業」に係る「一般建設業又は特定建設業」の許可を受けていること。

イ 募集要項公表日現在において、東総広域水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（建設工事業者）に希望業種「土木一式工事」又は「水道施設工事」で登載されており、千葉県内に本店を有していること。

3 応募資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、本事業に応募することができない。

- (1) 第3の2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 応募資格審査書類（当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をしたとき。

第4 審査及び選定に関する事項

1 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

企業団は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

企業団は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。第3の2に定める資格条件を一つでも満たしていない場合は失格とする。

(3) 応募資格審査結果の通知

企業団は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

2 基礎審査

(1) 提案書類の審査

企業団は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認し審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合はこの限りではない。

(2) 基礎審査

企業団は、提案書類に示す参考見積価格が見積上限価格以内であるか又は要求水準を満たしているかを審査する。見積上限価格を超えた場合、又は要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 基礎審査結果の通知

企業団は、基礎審査結果の結果を応募者の代表企業に通知する。

3 審査委員会

企業団は、事業者の選定に際して、外部有識者等で構成する「東総広域水道企業団送水管路耐震化設計施工一括発注方式整備事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、事業者選定基準を予め決定し、事業者選定基準に基づいて、応募者の技術提案等の評価を行う。評価の際は、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、ヒアリングを行う。

4 最優秀提案書等の選定

審査委員会は、各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。

ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

5 優先交渉権者の選定

企業団は、審査委員会において選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。

6 審査結果の通知及び公表

企業団は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、企業団のWebサイトで公表する。

第5 提出書類の取扱い

1 著作権

応募者から提出された技術資料の著作権は、応募者に帰属する。ただし、企業団は、第4に示す技術提案等の評価及び選考過程において必要と認める場合において、応募者の確認を得ずに技術資料を複製及び使用できるものとする。

なお、第11の2に示す情報公開及び情報提供並びに企業団が必要と認める場合は、応募者へ確認の上、技術資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負う。

第6 事業者の責任明確化等工事の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業では、設計及び施工の契約を締結するものであり、設計及び施工の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、企業団が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、事業者と協議の上、企業団が責任を負うものとする。

2 要求水準と契約不適合

- (1) 本事業の設計及び施工に関する要求水準は、別途、要求水準書（案）に示す。
- (2) 企業団は、設計成果物及び工事目的物が募集要項公表時に示す要求水準書に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対して修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。
- (3) 企業団は、上記(2)の契約不適合があるとき、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 技術提案等が達成されなかったときの対応

- (1) 事業者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、事業者は企業団の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

4 予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。この考え方により、設計及び施工に関するリスクは、原則として事業者が負担する。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、企業団がリスクを負う。

本事業で予想されるリスクについて、企業団と事業者の分担を以下に示す。

表 6-1 リスク分担 (1/2)

番号	リスクの種類	説明	担当	
			企業団	受注者
1	構想・計画リスク	企業団の施策変更による事業への影響(変更・中断・中止など)	○	
2	入札説明書リスク	募集要項の誤り、内容の変更による事業への影響	○	
3	許認可リスク	企業団が取得すべき許認可の遅延による事業への影響	○	
4		事業者が取得すべき許認可の遅延による事業への影響		○
5	法制度リスク	法制度・許認可の新設・変更による事業への影響	○	
6	税制変更リスク	法人税率等、法人の利益にかかる税制度の変更による事業への影響		○
7		その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更による事業への影響	○	
8	住民対応リスク	事業の実施に関する住民反対運動等への対応	○	
9		事業者が行う業務(調査、工事等)に対する住民反対運動等への対応		○
10	物価変動リスク	人件費及び資機材の物価上昇に伴う費用及び価格高騰(一定の範囲内)		○
11		人件費及び資機材の物価上昇に伴う費用及び価格高騰(一定の範囲を超えた分)	○	
12	環境問題リスク	企業団が行う業務に起因する環境の悪化	○	
13		事業者が行う業務(調査、工事等)に起因する環境の悪化		○
14	第三者賠償リスク	企業団の責に帰すべき事業期間中の事故の賠償(企業団の指示による事故発生の場合など)	○	
15		事業者の責に帰すべき事業期間中の事故の賠償		○
16	安全確保リスク	調査、工事等における安全管理の実施		○
17	保険リスク	設計・工事段階のリスクをカバーする保険の加入		○
18	国庫補助金・交付金未確定リスク	国庫補助金・交付金の交付が未確定であるときの対応	○	
19	構成員・協力企業リスク	構成員及び協力企業の能力不足等による事業の悪化		○
20	債務不履行リスク	企業団の責に帰すべき事由による事業の中止・延期	○	
21		事業者の事由による事業の中止・延期		○

表 6-2 リスク分担 (2/2)

番号	リスクの種類	説明	担当	
			企業団	受注者
22	不可抗力リスク	戦争、暴動等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	
23		台風、風水害等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	
24		地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関する事業への影響	○	
25	契約リスク	企業団の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク	○	
26		事業者の責に帰すべき事由によって契約が締結できないリスク		○
27	発注者責任リスク	設計委託及び工事請負契約の締結に関しての責任	○	
28		設計委託及び工事請負契約の内容に関しての責任	○	
29		設計委託及び工事請負契約の内容変更を行う際の対応者	○	
30	測量・調査リスク	企業団が実施した測量・調査の不足による事業への影響	○	
31		事業者が実施した測量・調査の不足による事業への影響		○
32	地中埋設物リスク	上下水道管路等の地中埋設物の損傷(既存資料及び調査から把握・想定可能なもの)		○
33		上記以外の天災等による企業団と事業者の両者の責に帰することができないこと	○	
34	設計リスク	企業団の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大	○	
35		事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
36	工事遅延・未成りリスク	企業団の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大	○	
37		事業者の事由による工事の遅延・未完工・工事費の増大		○
38	環境汚染物質リスク	工事に伴うアスベストなど環境汚染物質の発見・対応における事業への影響(費用の増大・遅延など)	○	
39	性能リスク	要求性能が不適合(施工不良を含む)であった際の対応		○
40	引渡前損害リスク	引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害等		○
41	工事監理リスク	工事の監理に関するもの	○	○
42		工事の現場管理に関するもの		○

41) 工事の監理に関する発注者のリスク負担として、事故に対する監督責任のリスク及び通水洗管時のリスクを想定している。

第7 契約に関する事項

1 見積上限価格

本事業の見積上限価格については、募集要項等公表時に提示する。

2 契約締結及び事業実施の流れ

契約締結及び事業実施の流れを以下に示す。

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 基本協定締結 | 令和 6 年 12 月 |
| (2) 設計委託契約締結 | 令和 6 年 12 月 |
| (3) 工事請負契約締結 | 令和 8 年 3 月 |
| (4) 設計期間 | 契約締結日から令和 14 年 3 月
(事業者提案により短縮可能) |
| (5) 工事期間 | 契約締結日から令和 14 年 3 月
(事業者提案により短縮可能) |

3 契約の枠組み

企業団と事業者は、基本協定を締結後、全工区分の設計委託契約を設計企業と締結する。契約額は、事業者の提案書類に示される見積額とする。

設計企業は工区ごとに対象施設の設計を行って、工事図面及び見積書（金入設計書）を作成し、企業団が設計内容及び工事設計額を検査し承諾した後、事業者は工事に着手する。

最終年度前年（令和 12 年度）8 月末までに全工区の工事設計額を確定するものとする。

4 支払い方法

設計及び工事に要する費用は、各年度 1 回支払う予定としている。

- | | |
|-------|-------------------|
| 前金払 | : 工事に関して認める |
| 中間前金払 | : 工事に関して認める |
| 部分払 | : 工区ごと設計・工事完成時に行う |
| 最終払 | : 全ての設計・工事完成時に行う |

なお、各年度の支払限度額を定める予定であり、詳細については募集要項等公表時に示す。

5 精算について

優先交渉権者と企業団は、詳細設計の完成後、提案書類に示す参考見積価格と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた詳細設計工事額に基づき見積書（金入設計書）を徴取した上で、精算額を決定する。

（算定方法）

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 工事請負価格 | = 設計業務の詳細設計に基づく企業団の積算基準による積算価格 × 請負率 |
| 請負率 | = 提案書類に示す参考見積価格 / 見積上限価格 |

第8 対価の支払い

1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項目		該当する業務	備考
設計	調査費	調査業務	
	設計費	詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
工事	工事費	工事業務	
		各種許認可等申請業務	
		出来高精算業務	

2 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、企業団が調達するものとする。ただし、各工区に行う検査に要する費用については事業者の負担とする。

3 物価変動による工事費の変更

- (1) 企業団及び事業者は、工期内で事業契約締結の日から12か月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適當になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。
- (2) 企業団又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた工事費をいう。以下同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。
- (3) 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき企業団と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、企業団は変動後工事費を定め、事業者に通知する。
- (4) 上記(1)の規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記(1)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- (5) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適當となったと認められる場合は、企業団又は事業者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。
- (6) 予期することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適當となった場合は、企業団又は事業者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。

- (7) 上記(6)の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、企業団と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、企業団は工事費を変更し事業者に通知する。
- (8) 上記(6)又は前項の協議の開始日については、企業団が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、企業団が上記(1)、(5)又は(6)の請求を行った日若しくは受けた日から7日以内に当該協議の開始日を通知しない場合は、事業者は当該協議の開始の日を定め、企業団に通知することができる。

【参考:請負代金の変更方法】

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。また、スライド額については万円単位で丸めるものとする。

- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S増:増額スライド額(万円単位)

P1:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2:変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

($P = \sum(\alpha \times Z)$ 、 α :単価合意比率又は請負比率、Z:官積算額)

$P_1 \times 1/100$:受注者負担額(万円未満切上げ)

- (3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、S減、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S減:減額スライド額(万円単位)

P1:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2:変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

($P = \sum(\alpha \times Z)$ 、 α :単価合意比率又は請負比率、Z:官積算額)

$P_1 \times 1/100$:発注者負担額(万円未満切捨て)

スライド額は、労務単価、材料単価及び機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更について考慮するものではない。

4 部分払いについて

工区ごと工事が完成した段階で部分払いを請求することができる。ただし、企業団が定める検査を受検合格し、支払い限度額内とすることを条件とする。

この場合は次の式により算定する。

$$\text{部分払いの額} \leq \text{請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

第9 モニタリング

1 モニタリングの目的

企業団は、事業者が行う本事業が契約書に定める要件、提案書類及び要求水準書等に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

企業団のモニタリングにより、本事業の実施状況が契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合は、企業団は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、自らの業務実施状況が要求水準を満たしているかを確認することを目的としたセルフモニタリング計画書を作成し、企業団の確認を得た後にセルフモニタリングを実施すること。

3 モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、企業団が実施するモニタリングに係る費用は企業団が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

第10 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、企業団と事業者は誠意をもって協議すること。ただし、協議が整わない場合は、募集要項等公表時に示す契約書に従う。

また、契約等に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第11 その他

1 応募に伴う費用負担

応募者の技術提案及び申請に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、企業団のWebサイト等を通じて行う。

3 本事業の応募手続き等に関する問合せ

問合せ先 東総広域水道企業団総務課庶務係

電話 0478-86-3821（総務課直通）

F A X 0478-86-3823

電子メール soumu@tousou-water.jp